

川崎市上下水道局長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計・施工・
運転維持管理一括発注方式実施に関する取扱要綱

(令和5年3月31日4川上水整703号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局長沢浄水場排水処理施設（以下「処理施設」という。）の改良工事の設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託の一括発注（以下「本事業」という。）に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(契約の締結)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、本事業全般にわたる事項等について、落札者と基本契約を締結する。

2 管理者は、前項の基本契約に基づき、本事業のうち改良工事の設計及び施工を実施する者と工事請負契約を締結し、運転維持管理を実施する者と委託契約を締結する。

(入札の公告)

第3条 管理者は、本事業を一般競争入札に付そうとするときは、必要な事項を公告しなければならない。

(入札参加資格)

第4条 管理者は、川崎市一般競争入札実施要綱（平成6年1月5日5川企工第149号。以下「一般競争入札要綱」という。）第4条1項に規定する入札参加資格を、本事業の入札に参加できる者の入札参加資格として定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により定めた入札参加資格に加えて、次の各号に掲げる事項を入札参加資格として定めることができる。

(1) 令和5年1月6日に契約を締結した「長沢浄水場 排水処理施設改良

工事「事業者選定支援業務委託」の受託者又はこれらの者と資本面又は人事面において関連があり、競争性を害するおそれがあると認められる者でないこと。

(2) 設計及び施工に関する入札参加資格で、次に掲げる事項

ア 技術者の配置に関すること。

イ 同種設計及び類似工事の施工実績に関すること。

ウ その他設計及び施工に関して管理者が特に必要と認めること。

(3) 運転維持管理に関する入札参加資格で、次に掲げる事項

ア 技術者の配置に関すること。

イ 同種業務の実績に関すること。

ウ その他運転維持管理に関して管理者が特に必要と認めること。

3 入札に参加しようとする者が複数の企業で構成するグループである場合は、前2項の規定に基づき定めた入札参加資格をグループが総体として有していることを入札参加の条件とする。

4 管理者は、入札に参加しようとする者が設計を自ら実施しない場合、次に掲げる要件を満たす者に、設計を委託することを入札参加資格として定めることができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 川崎市税（市民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の

届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。

（４）入札公告及び入札説明書で示す日において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号。以下「指名停止等要綱」という。）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者（次項に定めるものを除く。）であること。

（５）第2項第1号及び第2号に掲げること。

5 管理者は、第1項の規定にかかわらず、指名停止を受けている者のうち、指名停止等要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の入札に当たって支障がないと認める者について、入札公告等で定めるところにより、入札に参加させることができる。

6 第4項に掲げる者の要件、提出する資料等については、入札公告等により明示する。

（入札参加資格の確認申請）

第5条 本事業の入札に参加を希望する者は、入札公告に掲げる方法により、入札参加の申込みをしなければならない。

（入札参加資格の確認通知）

第6条 管理者は、入札公告に定める提出書類等により、入札参加資格確認申請者が入札公告において定めた入札参加資格を満たす者であるかを確認し、入札公告に定める日までにその結果を通知する。

（落札者の制限）

第7条 管理者は、開札日以降に指名停止を受けた者のうち指名停止等要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の契約に支障がないと認める者を当該入札に係る落札者とすることができる。

（予定価格の公表）

第8条 予定価格は、入札執行前に公表する。

(低入札価格調査等)

第9条 本事業における低入札価格調査を行う基準となる価格は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とするものとする。

2 川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領（平成25年3月28日24川上総契第1257号）に基づき準用する川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成11年8月1日施行）第5条から第14条まで及び川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査運用指針（平成25年3月28日24川上総契第1257号）に基づき準用する川崎市建設工事低入札価格調査運用指針（平成11年8月1日施行）（第1項から第3項を除く。）の規定は、本事業の入札における低入札価格調査の取扱いについて準用する。

(入札保証金)

第10条 落札者は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）の定めに従い入札保証金を支払わなければならない。ただし、本事業の入札に参加を希望する者が、一般競争入札要綱第4条第1項各号の条件を満たし、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、この限りではない。

(入札参加者の心得)

第11条 入札参加者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、川崎市上下水道局競争入札参加者心得（平成8年4月1日8川水総契第5号）によるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。